

木造住宅の耐震診断を受けませんか？

この度の東日本大震災では、津波の被害を免れた地域にあっても、古い木造家屋については地震による被害が確認されております。

市では、木造住宅の耐震診断を希望する方に、その費用の一部を補助し、市と契約した耐震診断士を派遣します。

この機会に、住宅の安全性を確かめてみませんか？



陸前高田市木造住宅耐震診断士派遣事業の概要

【耐震診断とは】

県が認定し市と契約した耐震診断士が住宅に伺い、「一般診断法」により簡易な方法で地震に対する安全性を評価します。

その結果は申請者にお知らせしますが、これによりすぐに補強工事等をしなくてはならないというものではありません。（実際に耐震改修を行うときは「精密診断」が必要ですので、改めて専門家にご相談いただくことをお奨めします。）

【対象となる住宅】

陸前高田市内にあって、次のすべてを満たす住宅が対象です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- ②木造在来軸組工法又は伝統的工法で、平屋又は2階建ての住宅
- ③過去に、この事業に基づく耐震診断を受けていない住宅

【耐震診断の費用】

申請する方の負担額は3,000円です。

（費用総額30,000円のうち、27,000円は市が負担します。）

【募集期間及び戸数】

募集期間 平成25年9月9日（月）～平成25年9月30日（月）まで

募集戸数 22戸（先着順にて募集戸数に達し次第終了します。）

【申込み・お問合せ先】

陸前高田市 建設部建設課住宅推進係

電話 0192-54-2111（内線404）

メール kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp

なお、この耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修工事を行おうとする方にも、補助金を交付する制度があります。詳しくは上記お問合せ先まで。

陸前高田市木造住宅耐震診断士派遣申込書

年 月 日

陸前高田市長 様

（郵便番号： — ）

〔住所〕

ふりがな

申込者〔氏名〕

市外局番

〔電話〕（ — ） —

木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第4の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

対象 住宅 の 概 要	所在地	陸前高田市 町字	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）	
	構造 / 階数	木造在来軸組工法／それ以外 平屋／2階／それ以外	
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 地下： m ² 合計 m ²	
	建築着工時期 〔建築確認年月日〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時）／不明〕	
	耐震診断の履歴	今回が始めて／他()の診断歴あり	
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜		
派遣を避けて欲しいその他の日			
調査を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後		
【備考】			
整理番号		審査欄	

なお、【備考】欄には、次の事項が該当ある場合に記載してください。

- （1）上記建物において増築・修繕・模様替・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- （2）上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- （3）本年度に上記とは別の住宅もこの派遣事業を希望する場合、その旨及び申し込み時期